

2次募集

山形県多文化共生社会推進事業費補助金 令和7年度 募集案内



◆県では、「日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備」や「地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進」に取り組む事業者、市町村、外国人住民支援団体に対し補助金を交付します。

補助対象

企業その他の事業者、監理団体、登録支援機関、市町村、外国人住民支援団体

補助金の額

上限 **25** 万円
(補助率 1 / 2、千円未満切捨て)

対象となる取組み

- ①「日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備」の取組み
 - ・外国人住民を対象とした生活オリエンテーションの実施
 - ・生活に密着した情報の多言語化・「やさしい日本語」対応
 - ・外国人住民の防災対策 等
- ②「地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進」の取組み
 - ・日本人と外国人との交流会開催
 - ・外国人との円滑なコミュニケーションに向けた日本人向けの「やさしい日本語」の普及啓発 等

対象となるか迷う場合は、お気軽にご相談ください！

応募の詳細については、山形県ホームページから補助金交付要綱をご確認ください。



県ホームページトップページ
> 教育・文化 > 国際関係
> 多文化共生

<https://www.pref.yamagata.jp/bunkyo/kokusai/tabunka/index.html>

補助金の手続きの留意点

交付申請

【2次募集：申請期限】

令和 **7** 年 **10** 月 **31** 日(金)



事業実施

県の交付決定後の事業経費が補助対象となります。

- ◆補助金の概算払を受けることができます場合があります。
- ◆事業費の支出が確認できる証拠書類（帳簿や領収書等）、事業実施状況を撮影した写真を整理・保管してください。

実績報告

事業完了後30日以内又は令和8年3月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。

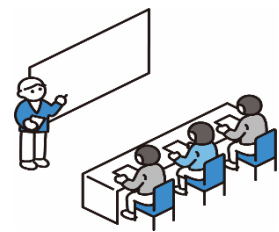
【申請書提出先及び照会先】

〒990-8570 山形市松波 2 - 8 - 1

山形県みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課 国際企画担当

電話：023-630-2129

◎ 対象となる取組み（例）



①「日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備」の取組み

取組内容	対象経費
在住外国人向けゴミ出しルールของโปสเตอร์作成	翻訳料、印刷製本費
在住外国人向け生活情報誌コンテンツの制作発行	翻訳料、印刷製本費、発送費
行政窓口の多言語対応、申請様式の多言語化	翻訳料、印刷製本費、消耗品
在住外国人の防災対策、訓練	講師謝金、会場使用料
在住外国人のための防災ハンドブック作成	翻訳料、印刷製本費

②「地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進」の取組み

取組内容	対象経費
「やさしい日本語」講座の開催	講師謝金、教材費
「やさしい日本語」啓発チラシ作成	印刷製本費
異文化理解のためのイベント・交流会開催 （アート展や講演会等）	チラシ作成・郵送料、会場使用料
外国人住民と地域住民との県内バスツアー	バス借上料
外国人従業員の地域イベントへの参加 （お祭りやボランティア活動等）	参加に必要な物品購入、レンタル費

◎ 対象外の取組み



- ・個人に対する直接の給付
（各種事業の参加者への旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費）
- ・資格取得に要する経費
- ・登録支援機関への委託費（当該経費は事業者の義務的経費であるため）
- ・行政機関からの他の補助金等を活用している経費